

「改憲手続き法」の施行にあたって-声明-

憲法改定のための国民投票などの手続きを定めた改憲手続き法（国民投票法）が5月18日施行されました。

私たち新医協は医療の情報を医療者のみが専有せず国民に広く広報することで国民に必要とされる医療をともに作り上げることを目指す医療・福祉専門家の団体です。しかしあらゆる国民が、医療・福祉やそれを実現するのに不可欠な平和のあり方について自由に討論できることを制限する「国民投票法」が2007年4月に衆院特別委員会で強行採決したことに抗議するとともに徹底審議を求める声明を発表、内閣総理大臣、憲法調査特別委員会（委員長・理事）、各政党・関連団体へ送付しました。

なぜなら、本法律は公務員や教育者の国民投票運動制限や「組織的多数人買収及び利害誘導罪」を盛り込み、組合や各種団体の活動を制限する日本国憲法と相容れない法律であったからです。

制定から3年経ちますが、施行の前提である法制上の措置や国会での憲法審査会設置なども進んでいません。「投票年齢」（20歳から18歳へ）も手付かずのままです。憲法改定を検討すべき条件も整わないのに施行を急ぐ理由はなく、平和の礎である憲法9条を「時代にそぐわない」と言い切った当時の安倍首相と同列の民主主義と平和への挑戦です。

法施行にあたり、私たち保健・医療・福祉・教育・保育に携わる者としてすみやかな廃止を求めます。そして今こそ世界に誇る憲法9条をはじめ戦争放棄、国民主権・基本的人権など憲法の原則を守ることを強く求めるものです。

2010年5月20日

新医協第2回理事会・東京支部幹事会合同会議